

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年9月27日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川隆一

- 1 契約の概要
横浜市立矢部小学校裏門修繕
- 2 履行(納品)場所
横浜市戸塚区矢部町1698番地 横浜市立矢部小学校
- 3 契約日
令和6年7月17日
- 4 履行日又は履行期間
令和6年8月31日
- 5 契約金額
264,000円
- 6 契約の相手方(名称及び所在)
横浜市神奈川区反町1-11-1
株式会社東海建物
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
横浜市立矢部小学校において、裏門が破損し、セキュリティ上危険な状態であったため、修繕を実施しました。
- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の有資格者名簿から、戸塚区内で迅速な対応が可能であったため、選定しました。
- 9 所管
横浜市立矢部小学校